

吉賀町物価高騰等対策 経営継続支援金

原油価格や物価高騰が経営に大きな影響を及ぼす町内事業者の負担軽減と事業継続に繋げるため、支援金を交付します。

交付対象者 次に該当する**全業種**（農林業も含む）の方が対象です。

- (1) 町内で営んだ事業に関し、令和4年の確定申告を行っていること（令和5年分の確定申告を行っている法人、農林業を営み令和4年分の確定申告又は令和5年度の住民税の申告のいずれかを行っている個人事業主も対象）
- (2) 申請者等が暴力団等の反社会勢力に関与していない者
- (3) 今後も引続き事業を継続していく意思のある者
- (4) 町から運営費等に係る補助金・委託料等の交付を受けていない事業者（ただし、交付を受けている事業を除いたものは対象となります）

事業者区分	※令和4年の売上高 (法人の場合は直近の確定申告における売上高)	交付金額
50万円以上	100万円未満	1万円
100万円以上	300万円未満	2万円
300万円以上	500万円未満	3万円
500万円以上	1000万円未満	10万円
1000万円以上	3000万円未満	20万円
	3000万円以上	30万円

申請受付

受付期間：令和5年12月20日(水)～令和6年2月28日(水)

申請書提出先：産業課又は商工会

※商工会の会員以外は産業課へご提出ください。

商工会の受付時間：10時から16時まで（平日のみ）

※商工会に関しては本所又は柿木支所どちらでも可能です。

産業課の窓口は柿木庁舎です。

※令和5年12月29日から令和6年1月8日までの期間は受付できません。

裏面をご覧ください

申請方法等

申請時 必要書類

①吉賀町物価高騰等対策経営継続支援金交付申請書

②誓約書

③吉賀町物価高騰等対策経営継続支援金請求書

④税務申告書

【法人の場合】直近の確定申告に係る法人事業概況説明書の控え

【個人事業主で青色申告の場合】令和4年分の確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の控え

【個人事業主で青色申告以外の場合】令和4年分の確定申告書第一表及び収支内訳書の控え

【個人事業主で住民税申告の場合】令和5年度の町県民税申告書及び収支内訳書の控え

※確定申告書第一表及び法人事業概況説明書の控えには收受日付印が押されていること。

※e-Taxによる申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知（メール詳細）」の添付不要とする。

※收受日付印及び受信通知のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を添付すること。

※收受日付印、受信通知及び納税証明書のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を添付すること。

⑤振込希望口座の通帳の写し

※①、②、③は吉賀町HPでダウンロード又は産業課及び商工会でお渡し可能です

申請方法

【申請者】

①申請書の提出

申請書の様式は、吉賀町のHPからダウンロードするか又は産業課及び商工会でお渡しできます。

④支援金の振込

指定の口座に支援金を振込みます。

【吉賀町】

②申請書の審査

申請書の受付後、産業課で審査を行います。

【吉賀町】

③書類の確認

必要な書類があるかどうか確認します。

【お問い合わせ】 吉賀町役場産業課 TEL:0856-79-2213 FAX:0856-79-2344

吉賀町商工会 TEL:0856-77-1255(本所) TEL:0856-79-2239(柿木支所)

吉賀町物価高騰等対策 特別支援金

原油価格や物価高騰が経営に大きな影響を及ぼす町内事業者の負担軽減と事業継続及び雇用維持に向けた支援金を交付します。

交付対象者 次のすべての要件を満たす事業者が対象となります。

- (1) 町内に主たる事業所を有する事業者であること
- (2) 申請者等が暴力団等の反社会勢力に関与していない者
- (3) 今後も引続き事業を継続していく意思のある者
- (4) 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行う事業者であり、従業員を2名以上（雇用保険被保険者が対象）雇用していること

雇用保険被保険者数	交付金額
2人以上 5人未満	2万円
5人以上10人未満	5万円
10人以上20人未満	10万円
20人以上30人未満	20万円
30人以上40人未満	30万円
40人以上50人未満	40万円
50人以上60人未満	50万円
60人以上	60万円

申請受付

受付期間：令和5年12月20日(水)～令和6年2月28日(水)

申請書提出先：産業課

産業課の窓口は柿木庁舎です。

※令和5年12月29日から令和6年1月8日までの期間は受付できません。

裏面をご覧ください

申請方法等

申請時 必要書類

①吉賀町物価高騰等対策特別支援金交付申請書

②誓約書

③吉賀町物価高騰等対策特別支援金請求書

④公共職業安定所が発行する適用事業所台帳の写し

※「適用事業所台帳ヘッダー2」の項目を請求してください。

※直近3か月以内のものをご提出ください。

⑤直近の確定申告に係る法人事業概況説明書の控え又は確定申告書第一表の控え

※法人事業概況説明書及び確定申告書第一表の控えには收受日付印が押されていること。

※e-Taxによる申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知（メール詳細）」の添付不要とする。

※收受日付印及び受信通知のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を添付すること。

※收受日付印、受信通知及び納税証明書のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を添付すること。

⑥振込希望口座の通帳の写し

※①、②、③は吉賀町HPでダウンロード又は産業課でお渡し可能です。

申請方法

【申請者】

①申請書の提出

申請書の様式は、吉賀町のHPからダウンロードするか又は産業課でお渡しできます。

④支援金の振込

指定の口座に支援金を振込みます。

【吉賀町】

②申請書の審査

申請書の受付後、産業課で審査を行います。

【吉賀町】

③書類の確認

必要な書類があるかどうか確認します。

【お問い合わせ】 吉賀町役場産業課 TEL:0856-79-2213 FAX:0856-79-2344